

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ（案）概要

令和5年8月29日

(1) 放送全体の発展への貢献

- ・ 我が国のコンテンツ産業の中でも放送コンテンツが依然として重要な地位にあることを踏まえ、NHKの将来を検討するに当たって、単に放送業界のみならず、コンテンツ産業の今後についても視野に入れて検討。
- ・ そうした観点から、NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき。
- ・ 我が国の放送コンテンツの制作と国内外への流通を促進するための具体的方策については、「コンテンツWG」において取りまとめられており、その内容を踏まえ、関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要。放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしてのNHKの役割については、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」において取りまとめられた内容に沿って、その役割を果たすことが期待される。
- ・ NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点について、さらにNHKの業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべき。
- ・ 民間放送事業者のみならず新聞社・通信社等との適切な協調・競争関係を構築することも、民主主義にとって重要な価値であるジャーナリズムを実践するメディアの多元性を確保する観点から重要。

(2) インターネットを通じた「放送番組」の配信

- ・ 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが急速に変化する中、NHKは、メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制の枠組みの下で、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担うべき。
- ・ NHKと民間放送との並存と競争を旨とする二元体制の趣旨を踏まえ、公正競争に関するNHKの配慮義務を法定することについて、今後の法制化の過程で検討すべき。

(1) 必須業務化の是非と範囲

- テレビなどの受信設備ではNHKの放送番組を視聴することができるが、インターネット活用業務が任意業務である現状においては、たとえ費用を支払う意思があっても、テレビなどの受信設備を持たない限り、NHKの放送番組を継続的・安定的に視聴することはできない。
- インターネット活用業務の必須業務化は、こうした現状を変更すること。放送法第86条や同法第20条第5項の趣旨を踏まえれば、全国のどこであっても、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の同時・見逃し配信を継続的・安定的に行うことを義務付けられることを意味する。
- また、受信料制度は、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、後の3. に示すとおり、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の費用負担を求めることが適当。
- 以上から、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することが必須業務化の意味であり、少なくとも地上波テレビ放送の放送番組の同時・見逃し配信を必須業務とすべき。
- 衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。
- なお、公共放送として、あるいは報道機関の一つとして、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度が高く、国民全体に広く確実に提供すべきである重要な情報については、費用を負担する者以外への提供が例外的に必要な場合があることに配慮すべき。

(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

① 放送番組と同一のもの（映像及び音声）

- ・ 放送番組と同一のもの（映像及び音声）は当然にその業務範囲に含まれると考えるべき。

② 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）

- ・ テキスト情報等は、メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制が損なわれることがないように、その範囲を限定して画定されるべきである。そのため、インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報の制度は廃止されるべき。

- ・ 制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、放送番組そのもの（映像及び音声）ではない情報については、

i) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報

ii) 番組表や放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報

等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

- ・ その上で、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制の維持の観点から実施される担保措置（競争評価）のプロセスを経て定める制度とすべき。その際、i) のような情報については、費用を負担する者以外も含めた国民全体に広く確実に提供されることが例外的に必要な場合があることに配慮すべき。

(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

③ 配信される情報に関する規律

(案1) 放送番組と同一のものについては、放送法第4条の番組準則等の放送法上の規律により情報の質を担保。それ以外のコンテンツに対しては、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKの自主的な判断に委ねるべき。

(案2) 放送番組と同一のもの以外のコンテンツに対しても、NHK固有の義務として、放送法第4条の番組準則等を踏まえた何らかの法律上の規制を課すべき。

(3) 放送の二元体制を維持するための担保措置

① 配信すべき情報の範囲及び提供条件に関する判断の主体とそのプロセス

- NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施する前に、あらかじめ、メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす、NHKと民間放送の並存と競争による放送の二元体制を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当。
- 担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべき。
- NHKが必須業務として実施するインターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」も定期的に実施すべき。

(3) 放送の二元体制の維持のための担保措置

② 判断の拘束力

①のプロセスを経て行われる評価・検証の結果を受け、

(案1) 総務大臣は、評価・検証の結果を踏まえてNHK予算に意見を付し、国会に提出するものとし、必要に応じ行政指導を行うことができる仕組みとすべき。

(案2) 総務大臣は、評価・検証の結果を踏まえて、NHKの策定する原案の認可の可否を決定する仕組みとすべき。

③ 当面取り組むべき事項

今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。

- インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、放送法第64条第1項の「協会の放送を受信することのできる受信設備…を設置した者」に基づいて定めることが適当。
- スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価することは、視聴者の理解を得ることができないため、適当ではない。これに対して、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して費用負担を求めることを基本とすべき。
- 同等と評価される行為の具体的内容については、例えば、スマートフォンについて、まず、その購入のみで費用負担を求めるべきでない。加えて、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用・利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘も踏まえ、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき。
- 現在のテレビなどの受信設備の設置に伴う受信契約は世帯単位となっているが、スマートフォンやPC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約を個人単位とするのか等受信契約の単位に関する課題については、インターネットの普及等に伴う視聴実態を勘案しつつ、引き続き検討すべき。
- NHKの事業運営は、テレビなどの受信設備の設置を通じて支払われる受信料と、それと同等と評価できる通信端末上の行為を通じて支払われる負担金の全体で支えられるものとするのが自然。その負担により得られる財源の用途について、放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき。

4. 今後の進め方

- ・ 総務省においては、急速に進む視聴者の「テレビ離れ」（インターネットへのシフト）に速やかに対応するため、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下の事項についても、検討を行い、今後の制度整備や制度の運用に反映すべき。

(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信

- ・ 衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。

(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件

- ・ 今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。

(3) その他

- ・ 必須業務として提供されることとなる場合でも、現行のインターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情等を受け付ける仕組みと同様の仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められる。 現行の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、現行制度の運用改善に取り組むべき。
- ・ NHKのガバナンスについて、7月に発表された再発防止策を、NHKは着実に実行すべきであり、総務省においてもその動向を注視していくことが求められる。 また、地域におけるイベントの受注など、NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、不断に検証していくことが求められる。